

江南市マスコットキャラクター「藤花ちゃん」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、江南市マスコットキャラクター「藤花ちゃん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸し出しする場合の取扱いに関し、必要な事項を定め、江南市への愛着及び親しみの向上並びに江南市のPRに寄与することを目的とする。

(利用手続き)

第2条 着ぐるみを使用できるもの(以下「使用者」という。)は、着ぐるみを用いて江南市をPRし、地域経営の推進を図るため、安心・安全で快適なまちづくり活動及び市民活動団体等が連携・協働し、観光推進活動等を始めとした江南市のまちづくり推進に寄与する取組を行う団体とする。

- 2 着ぐるみを使用する場合は、江南市マスコットキャラクター「藤花ちゃん」着ぐるみ使用申込書(第1号様式)を江南市長(以下「管理者」という。)へ提出し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の申し込みは、使用の3ヶ月前から1週間前まで、先着順に受け付けるものとする。但し、江南市が主催・共催する事業において利用する場合は、優先的に利用させることができる。
- 4 着ぐるみの貸出期間は5日以内とする。
- 5 着ぐるみの引渡しは、使用日の前日(午後)に行い、返却は、使用日の翌日(午前)に行う。但し、引渡日及び返却日が土曜・日曜・国が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、引渡しについては直前の開庁日(午後)、返却については直後の開庁日(午前)とする。
- 6 本条前各項において、江南市が認める場合は、この限りでない。

(使用承認基準)

第3条 江南市は前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承認しないものとする。

- (1) 江南市としての公共性、若しくは中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又は抵抗するおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関するもの
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (5) 宗教性のあるもの又は思想的なもの
- (6) 個人又は団体等の意見広告又は名刺広告
- (7) 青少年の保護又は健全育成に反するもの
- (8) 求人広告及びこれに類するもの
- (9) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (10) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (11) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (12) 江南市暴力団排除条例（平成24年江南市条例第17号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合又は、同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは、暴力団員と密接な関係を有する場合
- (13) 着ぐるみの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるもの
- (14) 藤花ちゃんのイメージを損なうおそれのあるもの
- (15) その他、江南市が着ぐるみ使用について不相当と認めたとき

(使用承認の通知)

第4条 江南市は、使用者に対し、使用承認を江南市マスコットキャラクター「藤花ちゃん」着ぐるみ使用申込書（第1号様式）の提出後、速やかに使用承諾（又は不承諾）の有無連絡を行う。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 江南市マスコットキャラクター「藤花ちゃん」着ぐるみ使用マニュアル、着ぐるみに入るにあたっての注意事項及び使用申込書に記載の貸出条件を遵守し、適切に利用すること
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと
- (3) 営業活動など、営利を目的とする活動には使用しないこと
- (4) 申込書の記載どおりに使用すること
- (5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと
- (6) 悪天候、降雨、降雪時に屋外で使用しないこと
- (7) 足場の悪い状態での使用は避けること
- (8) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること

(使用の承諾の取り消し)

第7条 管理者は、使用者が第3条及び第6条に定める事項を遵守しなかった時は、その利用の承諾を取り消し、直ちに「着ぐるみ」を返却させるとともに、その使用者への貸与は今後一切行わない。この場合、使用者に損害が生じても、江南市は一切の責任を負わないものとする。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。

(貸出の中止)

第9条 着ぐるみが著しく汚損又は故障するなどの状態に陥った場合、その補修等にかかる期間については、使用の申し込みがあった場合においても、貸出を中止する。なお、これにより使用者が被った損害等については、江南市は一切保障しないものとする。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、江南市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、江南市が別で定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。